

[事案 27-252] 入院給付金・手術給付金支払請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

腰部脊柱管狭窄症・腰椎椎間板ヘルニア、腰部打撲捻挫による 2 回の入院に係る入院給付金および手術給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、かつ既に支払済みの入院給付金等と上記請求分とを対当額で相殺し(保険会社は上記請求分の支払義務のあることは認容)、差額の返還を求められたことから、これを不服として申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 4 月に契約した医療保険にもとづき、腰部脊柱管狭窄症・腰椎椎間板ヘルニア、腰部打撲捻挫による 2 回の入院に係る入院給付金及び手術給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、かつ既に支払済みの入院給付金等と上記請求分とを対当額で相殺し、差額の返還を求められた。しかしながら、不告知の点は、募集人から、手術を伴うような大きな病気でなければ告知しなくてよいと言われたので告知しなかったものであるので、契約の解除を取消し、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。また、保険会社が、自分の過去の入院治療歴を調査したことの違法性を確認してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約の解除および申立人への給付金差額の返還請求は、いずれも法律上の理由のある行為であって、その取消しの要望に応じることはできない。
- (2) 申立人の個人情報の取得は、申立人の同意を得た上での取得、個人情報保護法上の共同利用制度を利用しての取得、弁護士法 23 条の 2 において定める照会制度を利用しての取得であり、いずれも個人情報保護法上、適法なものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約申込当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような保険会社による不適切な取扱いがあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。